

人事考課と職員給与について

1 人事考課について 《あきる野市職員人事考課規程》

(1) 目的

職員の職務実績について、客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、昇任等に反映し、公正かつ適正な人事管理を行うこと。

(2) 対象となる職員の範囲

常勤の一般職に属する職員について実施（市長が認める職員を除く。）

(3) 定期考課

毎年度1回、1月1日を基準日として実施（次に掲げる職員を除く。）

① 条件付採用期間中の職員

② 部長

③ 休職、育児休業、派遣、研修その他の理由により、公正な評定を実施することが困難であると市長が認める職員

※ ①、③については、一定要件経過後に「特別考課」を実施

(4) 定期考課対象期間

1月1日から12月31日まで（採用日から12月31日まで）

(5) 評定者

被評定者	第1次評定者	第2次評定者	最終評定者
課長	部長	総務部長	副市長
上記以外の職員	課長	部長	副市長

(6) 評定要素

仕事の成果、企画力、折衝力、応対力、理解・判断力、指導力、積極性、協調性、責任感、規律性などの項目ごとに5段階（4段階）で評定

2 職員の給与について 《あきる野市職員の給与に関する条例》

《あきる野市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則》

(1) 給料表

一般職給料表と業務職給料表により支給

(2) 職員の昇給

毎年7月1日に、前年の1月1日から12月31日までの期間におけるその者の勤務成績に応じて実施

(3) 昇給の号給数

1年間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、6号給の範囲内とする。

一般職給料表（抜粋）

職員の 区分	職務の級	1級・係員	2級・主任	3級・係長	4級・課長補佐	5級・課長	6級・部長
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	60	245,000	320,000	357,600	396,800	433,800	467,100
	61	246,900	321,800	359,600	398,300	435,100	467,600
	62	248,800	323,500	361,600	399,700	436,100	468,100
	63	250,700	325,200	363,600	401,100	437,100	468,600
	64	252,600	326,900	365,600	402,400	438,100	469,100
	65	254,500	328,600	367,500	403,800	439,000	469,600
	66	256,400	330,300	369,500	405,100	439,900	470,100
	67	258,300	332,000	371,400	406,400	440,800	470,600
	68	260,200	333,600	373,300	407,600	441,700	471,100
	69	262,100	335,300	375,100	408,700	442,600	471,600